

CCSBT-EC/0410/SBT Fisheries-Australia

2003-2004 年漁期におけるオーストラリアミナミマグロ漁業の最新情報

序文

本報告書は 2002-2003 年クォーター年におけるオーストラリアミナミマグロ（以下、SBT）漁業の漁獲量及び活動内容を要約したものである。また、オーストラリアの SBT 漁業の歴史についても要約した。キャトン（1995 年）らはより詳細な漁業の歴史を記している。2002-2003 年クォーター年（2002 年 12 月 1 日～2003 年 11 月 31 日）におけるオーストラリア国内の SBT の漁獲量は 5391 トンであった。2002-2003 年漁期における漁獲量は前年の合意されたオーストラリアの割当 5265 トンを超過している。これは漁期中、2 操業者がその個別割当を超過したためである。本件に関しては 2003-2004 年漁期の始めに操業者より超過分を差し引いた。

CCSBT-EC/0410/SBT Fisheries-Japan

2003 年漁期における日本の SBT 漁業のレビュー

要約

- (1) 2003 年漁期（2003 年 3 月 1 日～2004 年 2 月 29 日）における SBT の総漁獲量は 5570 トンであった。
- (2) 日本の遠洋まぐろはえ縄業界は、長引く日本の不況及び継続的な大量のまぐろ類の輸入による魚価の低迷により厳しい経営状態に直面している。

CCSBT-EC/0410/SBT Fisheries-New Zealand

ニュージーランド SBT 漁業のレビュー

序文

SBT 漁業が開始された頃は、手釣り、引き縄及びはえ縄を使って EEZ 内の SBT が狙われていた。近年ではほとんどの SBT が表層はえ縄漁業で漁獲され、少量引き縄で漁獲されている。国内漁業は様々な形の漁船で行われており、たくさんの小型船、いくつかの外国製の低温施設を持つ大型はえ縄船及びニュージーランドの会社に用船された 4～5 隻の日本の遠洋はえ縄船からなる。用船及びニュージーランド船ともにニュージーランドの漁獲

枠を対象に競合しながら操業を行っている。

ニュージーランドの漁業年は 10 月 1 日から始まり翌年の 9 月 30 日に終了する。SBT は季節的に 3 / 4 月から 7 月に回遊してくる。漁場は北島東岸沖の北、南緯 42 度、及び南島西岸沖の南、南緯 42 度付近の二つである。2002/03 年における月及び緯度ごとの SBT 漁獲の分布を図 1 に示す。2002/03 年漁期は減らした漁獲枠 (388 トン) に到達した時点で終了したため早めに漁期が終了した。

2003/04 年のニュージーランドの SBT 漁期は、国別漁獲制限の達成を予想しつつ 2004 年 7 月 12 日 (真夜中) に終了した。最終的な漁獲量は (2004 年 9 月 13 日時点での) 397.3 トンであった。

CCSBT-EC/0410/SBT Fisheries-Philippines

CCSBT に対するフィリピンの報告

これはフィリピンが協力的非加盟国として初めて CCSBT に対し国別報告を提出するものである。この報告書はフィリピンのまぐろ漁業に関し簡単に説明している。

フィリピンのまぐろ漁業について

フィリピン水域は 1970 年代初期からパヤオ (固定した集魚装置) を用いた巻き網漁業の発展により中西部太平洋における主要なまぐろ生産地域となった。近年は 200,000 トン以上、あるいは中西部太平洋の 20% のまぐろ類の漁獲がフィリピンの国内漁業より生産されている。

ほとんどのまぐろは巻き網によって漁獲されているが、巾着網、手釣り、その他様々な沿岸漁業の漁具 (刺し網、小型はえ縄等) で漁獲されている。

まぐろ漁業は通常、3 トン未満の漁船で行われる零細漁業と、3 トン以上の商業漁業の二つに分けられる。商業漁業は零細漁業の漁場である海岸線から 15 km 以内の水域で操業することはできない。商業漁業はまぐろ類の大部分を漁獲している (2002 年の漁獲は 146,000 トン、公式なまぐろ類の漁獲の 70%)。これらは大型まき巻き網によるカツオ及キハダマグロを漁獲するものである。一方、零細漁業においても優れた引き縄を使って、相

当量の外洋・浅海性のまぐろ類を漁獲している。零細漁業の漁獲物の多くは鮮魚として地元で消費されるが、その中のカツオ及び小型のキハダマグロは缶詰として加工され輸出される。引き縄で漁獲された大型のキハダマグロ及びメバチマグロは刺身市場に輸出される。引き縄船は広範囲で操業しており、時にはフィリピン水域を越えることもある。

1980 年中頃よりフィリピンの会社が運行する大型巻き網船が、入漁協定、合併、現地法人化して隣国水域で操業を行った。これらのほとんどの漁獲物はフィリピンの港に加工のために水揚げされた。公海域においても、巻き網及びはえ縄により漁獲が行われている。1998 年フィリピン漁業法が可決されたことにより、フィリピン漁船がフィリピン EEZ を超えて大西洋及びインド洋のような他の水域へ進出することが促進され、キハダ、メバチ及び時に混獲として SBT などまぐろ類を漁獲することとなった。従って 1998 年、漁業法のものと思恵を受けたたくさんの漁業会社は数隻のまぐろはえ縄船を即座にあるいは裸用船として取得した。

CCSBT の保存管理措置の実施のため、フィリピン船籍の漁船は、漁業法のもとフィリピン水域の外で操業する前に、国際漁業許可証をフィリピン漁業水産資源局より取得しなければならない。また、これらの船は、魚の漁獲、損失、水揚げ港及び漁獲した魚の量と価値、転載、販売及び / 又は投棄に関する日誌を付けることが要求されている。漁業水産資源局の確認を得るために輸出に関する詳細情報を提出しなければならない。この要求に従わなかった場合は、商業漁業免許及び国際漁業許可証の更新ができない。

また、漁業法に従い、フィリピン及び隣接した水域における水産資源を広範囲かつ持続的に利用することを確保するため、監視取り締まりシステムを設立した。漁業水産資源局は現在漁船監視システム(VMS)に関しいくつかの外国企業と交渉しているが、非常に高価なこと及び財政不足により VMS をすぐに設置することはできないであろう。

CCSBT-EC/0410/Info01

みなみまぐろ保存委員会クォータートレーディング

CCSBT のメンバーは自国割り当ての一部を他のメンバーまたは非加盟国に移譲することができるか？

要約

1. 委員会は、委員会が設置した国別割当に関し、あるメンバー国がその一部を切り離し

取引できるのか、その本質について助言を求めた。

2. ニュージーランドは以下の考えをもつ：

- 条約第8条第3項、“委員会は、第9条第2項(C)及び(d)に規定する科学委員会の報告及び勧告に基づき他の適当な措置を決定しない限り、総漁獲可能量及びメンバーに対する割当を決定する”に従い、委員会は国別割当を決定することができる。
- 現在の法的な CCSBT の枠組みの下でメンバーは自国割当の一部を切り離し他のメンバーあるいは非加盟国に移譲することはできない。
- いかなる割当の移譲についても委員会の決定が必要になるであろう。いかなる委員会の決定も条約第8条第3項にける意志決定及び CCSBT におけるメンバーの義務、国連海洋法条約、適当な場合国連公海漁業協定に従わなければならないであろう。
- 国連海洋法条約及び国連公海漁業協定では、委員会が割当譲渡システムを確立することを明確に排除しない。しかし、両条約は、割当の譲渡あるいは貸し付けをするいかなる譲渡システムの範囲に対し制限を設けるであろう（例えば、旗国の責任、沿岸国の権利、遵守及び取り締まりの権利、そして非加盟国及び新しいメンバーの義務）。

3. 結論に達する中で、ニュージーランドは、メンバーがその国別割当の中で享受できる権利があり、その程度に関する決定が結局質問に対する答えになっていないことを指摘する。すなわち、CCSBT のメンバーは法的に見てその国別割当の一部を譲渡できるかどうかということである。メンバーの所有する国別割当の中の権利に関する程度の分析は、この広範囲に及ぶ質問に対する単に一元的なものでしかない。これは、特に CCSBT 条文及び関連する国際的な法的原則などの他の考察と平行して見なければならない。従って、このペーパーは、割当譲渡に関し現在の委員会の法的状況において許される範囲で質問に対する包括的な回答を提供することを目的に、事務局が用意した資料よりもより広範囲な視点でアプローチする。

4. このペーパーは、仮に割当譲渡システムの設定を決定した場合の委員会が考慮すべき要素を描こうとするものではない。ただしこのようなシステムは条約、国連海洋法条約及び適当な場合国連公海漁業協定の下で課せられる義務により制限されるだろう。